

令和6年3月15日

各部局長 殿

環境安全保健機構長
米 田 稔

令和6年度における海外派遣労働者の健康診断について（通知）

標記のことについて、下記のとおり実施しますので、海外派遣労働者の健康診断の申込み等についてよろしくお願いします。

記

1. 海外派遣労働者の健康診断の受検申込と事前問診について

海外派遣労働者の健康診断の対象となる教職員（6カ月以上海外に滞在）について、出国・帰国時期にあわせて（出国時の場合は出発3か月前まで、帰国時の場合は帰国前後に）受検の申込みをお願いします。

各部局においては、年間スケジュール・「海外派遣労働者の健康診断のご案内と注意事項」を確認のうえ、保健衛生掛あて「産業厚生部門 海外派遣労働者の健康診断受検申込書」（ファイル名：海外派遣労働者健康診断 申込共通フォーマット2024）をご提出願います。

※海外派遣労働者の健康診断は雇入時の健康診断と同日程で実施しますので、実施日については雇入時の健康診断の年間スケジュールをご覧ください。

提出後、折り返し実施について日程等調整のうえ指定日時の通知および必要な案内をします。

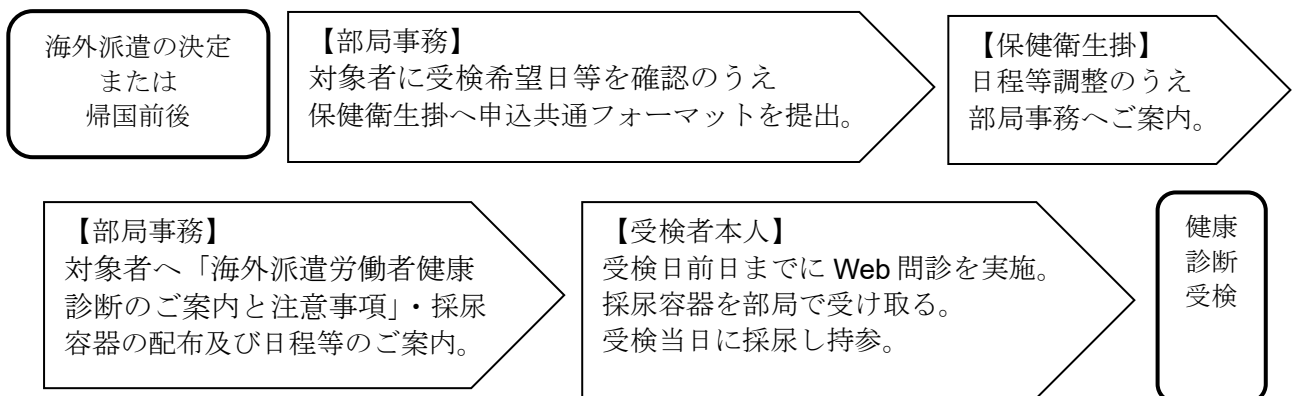
一旦指定した日に業務等により受検できなかった場合の日程調整は、部局を通じて再度依頼をお願いします。

なお、受検後の総合判定には一定の期間が必要なことから、出発直前の受検は避けていただきますようお願いいたします。

受検日前日までに Web 問診の入力をお願いします。当日に入力いただいても会場でも再度タブレットで入力いただくこととなりますのでご留意願います。

海外派遣労働者の健康診断案内ページ：<https://u.kyoto-u.jp/kaigaihaken>

2. 健康診断受検までの流れ 健康診断結果は原則翌月にお返しします。



3. その他

海外派遣労働者の健康診断の判定結果について

受検後の判定結果については、海外派遣労働者健康診断の申込共通フォーマットをご提出いただいた部局あてお送りします。この結果判定は、法令に定めるとおり教職員の海外派遣の可否の判断や健康管理を目的としていますので、結果は当該部局・人事担当で確認及び管理をお願いします。

海外派遣労働者の健康診断は、事業者がおおむね出国前及び帰国後 3 か月以内に受検する必要があります。

受検後の総合判定には一定の期間が必要なことから、出国時については出国日の 1 か月前までに健康診断受検が終了するように、出国の 3 カ月前には申込共通フォーマットをご提出ください。

また、申込共通フォーマットのご提出は、出国時・帰国時いずれの場合も、受検希望日の 1 カ月前までにお願いします。

例) 8月 1 日出国で 5 月 20 日受検希望 : 4 月 20 日までに申込共通フォーマットを提出
8月 1 日出国で 6 月 17 日受検希望 : 5 月 1 日までに申込共通フォーマットを提出
5 月 31 日帰国で 6 月 19 日受検希望 : 5 月 19 日までに申込共通フォーマットを提出

※2024 年 4 月、8 月、9 月、2025 年 3 月は実施がありませんので、ご留意いただき、特に早めにご相談をお願いします。

海外滞在が長期（複数年）に渡る場合で、一時帰国される場合には、帰国時の健康診断を受検する必要はありません。

4. お問い合わせ

- ◇ 事前問診入力 → 健康管理室システム担当 (2419)
- ◇ 企画その他 → 施設部環境安全保健課 保健衛生掛 (2420/2400)
- ◇ 医療的なこと → 健康管理室 (2405)